

平成28年度
自動車局税制改正要望の概要

平成27年8月
国土交通省自動車局

平成28年度自動車局税制改正要望事項

1. 車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

車体課税の見直しについては、平成 27 年度与党税制改正大綱等に沿って、以下の方向で見直しを行う。

- ・ 自動車取得税については、消費税率 10%への引上げ時に廃止する。
- ・ 自動車税及び軽自動車税については、導入が予定されている環境性能割において、技術開発の動向等も踏まえて、事業用自動車や軽自動車への軽減措置等を講じる。

今年度末で期限切れとなる自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例を延長するとともに、環境性能割の導入時にその軽減を強化する。

- ・ 自動車重量税については、環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成 32 年度燃費基準の下で見直すとともに、基本構造を恒久化する。

2. 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を 1 年間延長する。

3. その他

○新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し (自動車重量税・自動車取得税)

自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の対象に、平成 28 年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両を追加する。

○独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置〔独立行政法人自動車技術総合機構〕（法人住民税・不動産取得税等）

独立行政法人改革等を進める中で、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を実現するため、自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所の統合時における、資産等の円滑な移管及び統合法人における確実な業務運営を図るために必要な所要の措置を講じる。

○公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

事業者が取得する廃油処理装置等及びし尿浄化槽の沈下・浮上装置等に係る課税標準の特例措置を 2 年間延長する。

○被災自動車等に係る特例措置の延長（自動車重量税）

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成 23 年 3 月 11 日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置の適用期限を 1 年間延長する。

○被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置の適用期限を 3 年間延長する。

また、消費税 10% への引上げ時に自動車取得税が廃止され自動車税に取得時の環境性能割が導入された場合においても環境性能割を非課税とする。

○被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長（所得税・法人税）

東日本大震災被災により、①滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、②取得等をして被災区域内で事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等における特別償却（機械・装置等 24%、建物・構築物 12% 中小企業の割合）の適用期限を 3 年間延長する。

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

○ 車体課税の見直しについては、平成27年度与党税制改正大綱等に沿って、以下の方向で見直しを行う。

- (1) 自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時に廃止する。
- (2) 自動車税及び軽自動車税については、導入が予定されている環境性能割において、技術開発の動向等も踏まえて、事業用自動車や軽自動車への軽減措置等を講じる。

今年度末で期限切れとなる自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例を延長するとともに、環境性能割の導入時にその軽減を強化する。

- (3) 自動車重量税については、環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で見直すとともに、基本構造を恒久化する。

施策の背景

◎現行制度の概要

自動車取得税〔地方税〕

<税率>

| 車種区分 | 税率 |
|-----------------|----|
| 自家用自動車(軽自動車を除く) | 3% |
| 営業用自動車・軽自動車 | 2% |

<エコカー減税> (H27.4~H29.3)

| 対象車(乗用車の例) | 内容 |
|-----------------|------|
| 電気自動車 等 | 非課税 |
| H32年度燃費基準+20%達成 | |
| H32年度燃費基準+10%達成 | ▲80% |
| H32年度燃費基準達成 | ▲60% |
| H27年度燃費基準+10%達成 | ▲40% |
| H27年度燃費基準+5%達成 | ▲20% |

自動車税・軽自動車税〔地方税〕

<自動車税のグリーン化特例>

(H26.4~H28.3)

| 対象車(乗用車の例) | 内容 |
|---------------------------------------|---------|
| 電気自動車 等 | 概ね ▲75% |
| H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成 | |
| H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成 | 概ね ▲50% |
| H27年度燃費基準+10%達成 | |

<軽自動車税のグリーン化特例>

(H27.4~H28.3)

| 対象車(乗用車の例) | 内容 |
|---------------------|---------|
| 電気自動車 等 | 概ね ▲75% |
| H32年度燃費基準 +20%達成 | 概ね ▲50% |
| H32年度燃費基準 達成 | 概ね ▲25% |

自動車重量税〔国税〕

<エコカー減税>

(H27.5~H29.4)

| 対象車(乗用車の例) | 初回車検 | 2回目車検 |
|-----------------|------|-------|
| 電気自動車 等 | 免税 | 免税 |
| H32年度燃費基準+20%達成 | | |
| H32年度燃費基準+10%達成 | ▲75% | |
| H32年度燃費基準達成 | ▲50% | |
| H27年度燃費基準+5%達成 | ▲25% | |

◎与党税制改正大綱（抜粋）

自動車取得税〔地方税〕

<平成26年度与党税制改正大綱>

- 消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する。

自動車税・軽自動車税〔地方税〕

<平成26年度与党税制改正大綱>

- 消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施する。
 - ・ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討
 - ・ 税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動
 - ・ グリーン化特例は、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減を強化

<平成27年度与党税制改正大綱>

- グリーン化特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例(軽減)とあわせて見直す。

自動車重量税〔国税〕

<平成27年度与党税制改正大綱>

- 消費税率10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。

- 平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を平成29年3月31日まで延長する。

施策の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少やマイカーの増加等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の低迷や燃料価格の高止まり等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

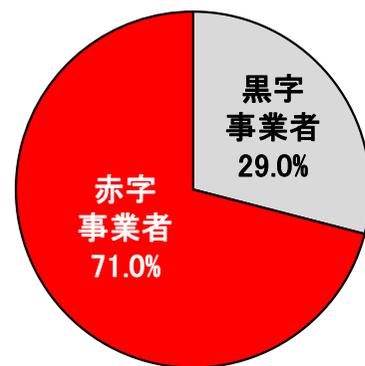
乗合バス事業の現状

輸送人員及び営業収入は引き続き長期的に減少傾向にある。



乗合バス事業者の収支状況

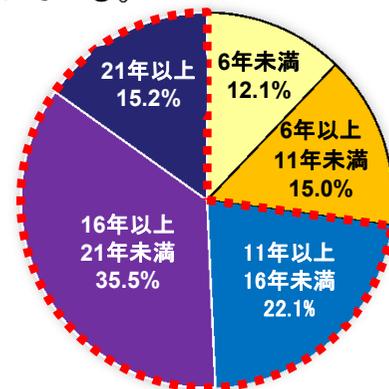
乗合バス事業者の **7割強** が赤字事業者となっている。



※平成25年度

乗合バス車両の車齢

乗合バス車両の車齢の分布をみると、**7割強** が11年を超える車両となっている。



※過去7年間に運賃改定を実施した35事業者6,435両の集計

施策の目標

地方バス路線の維持率 **98.6%** (平成26年度) ⇨ **100%** (平成30年度)

新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し(自動車重量税・自動車取得税)

自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の対象に、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両を追加する。

施策の背景

○大気汚染状況について、大都市地域においても環境基準の達成を将来に向けて確実なものとするため、ディーゼル重量車に対して、平成28年排出ガス規制が導入されたところ。

○また、燃費性能についても、気候変動に関する平成32年以降の国際枠組を構築する動きがある中、地球温暖化対策として、今後も燃費の改善が求められている。

○このような中、税制上の特例措置を講じることにより、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制への適合と平成27年度燃費基準の達成の両立を促し、より環境性能の優れた自動車の普及を促進することが必要。

平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制

○窒素酸化物(NO_x)の規制値を「0.7g/kWh」から「0.4g/kWh」に強化

| 規制物質 | 規制値【g/kWh】 | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| | 平成21年 排出ガス規制 | 平成28年 排出ガス規制 |
| 一酸化炭素(CO) | 2.22 | 2.22 |
| 非メタン炭化水素(NMHC) | 0.17 | 0.17 |
| 窒素酸化物(NO _x) | <u>0.7</u> | <u>0.4</u> |
| 粒子状物質(PM) | 0.010 | 0.010 |

要望の概要

○自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税について、対象車両に平成27年度燃費基準を達成し、かつ、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両総重量3.5トン超のトラック・バスを追加する。

独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（法人住民税・不動産取得税等）

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（概要）

【交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人】

- 自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所を統合する（統合時期は、平成28年4月とすることが行政改革推進本部決定（平成26年8月29日）に盛り込まれている）。

【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

- 国の自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認に関する事務について、新法人へ平成28年度から段階的に移管する（平成30年度開始までに作業完了）。

交通安全環境研究所

自動車検査独立行政法人

統合

独立行政法人
自動車技術総合機構

国による登録業務

登録の審査等

登録基準の適合性審査
に係る調査・確認事務

移管

平成28年度地方税改正要望事項

・統合法人における確実な業務運営を図る上での措置（統合法人を非課税独立行政法人*とする。）

→法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉦区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税の非課税措置

*交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人は非課税独立行政法人として上記地方税の非課税対象となっている。

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

事業者が取得する廃油処理装置等及びし尿浄化槽の沈下・浮上装置等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 公共用水域の汚濁を防止するためには、廃油処理装置等を設置する等の手段を講じることにより、排水基準に適合した効率的かつ確実な油水分離の実施や排水水質の改善等が必要。
- このため、事業者が取得する廃油処理装置等及びし尿浄化槽に対する税制上の優遇措置を講じることにより、引き続き事業者による廃油処理装置等及びし尿浄化槽の整備、維持を図ることが必要。

要望内容

以下の施設に係る課税標準の特例措置の延長(2年間)

- 水質汚濁防止法に規定する「特定施設^{※1}」を設置する工場又は事業場に新設する、廃油処理装置等
- 同法に規定する「特定施設」又は「指定地域特定施設^{※2}」を設置する工場又は事業場に新設する、し尿浄化槽の沈下・浮上装置等

※1 廃油処理施設等のうち、①カドミウム等の有害物質を含む汚水・廃液を排出する施設 又は ②生活環境への被害を生じる恐れがある程度の窒素・りんを含有する等の汚水又は廃液を排出する施設
※2 処理対象人数が201人～500人のし尿浄化槽のうち、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の水質汚濁に関係のある地域に設置されるもの

【特例措置の内容】

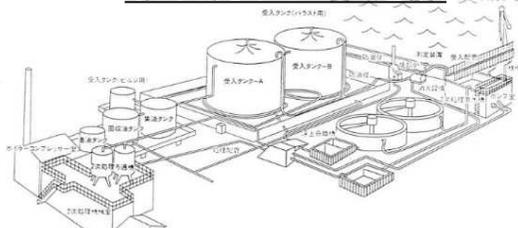
■ 特例内容: 固定資産税の課税標準の特例:

(イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/3

(ロ) その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

■ 特例期間: 平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)

船舶廃油処理施設



廃油処理施設は一般的に、受入設備、油水分離設備、回収油貯蔵設備、固形物処理設備、焼却設備、排水設備などで構成される。

廃油処理装置

油水分離槽

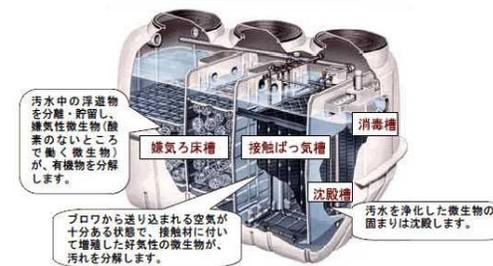


排水処理装置



自動車の運行の安全に重要な部位(原動機、制動装置等)を取り外して整備(分解整備)を行う際に部品や下部洗浄を行うことにより廃油や廃水が生じる。

し尿浄化槽



被災自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税)

現状・課題

- 東日本大震災による津波被害等により、消滅、使用不能となった自動車(二輪車等を含む)が多数発生。
- これらの被災自動車は、自動車リサイクル制度に基づく解体ができず、廃車還付制度の適用を受けることができないケースも多いことを踏まえ、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置が創設(適用期限:平成28年3月31日まで)。

(注): 自動車を廃車する場合、適正に自動車リサイクルが行われれば車検残存期間に相当する自動車重量税の還付が受けられることになっている。

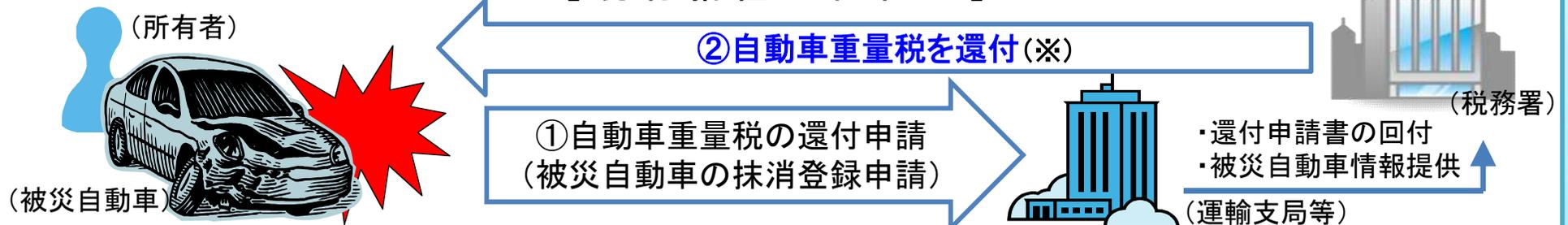
- 現在、被災自動車の処分は順調に進んでいるが、
昨年度において平均して月50件程度の申請があったことから、福島県の警戒区域内で被災自動車が残存しており、今後も一定程度申請が続くことが見込まれるため、本特例措置により、引き続き、被災自動車の所有者の方の支援が必要。

税制措置

- ◆ 震災により自動車に被害を受けられた方を確実に救済するため、**現行の特例措置を延長**(*)する。

* 申請は減少しているものの、未だ申請件数は約50件/月程度あることから、少なくとも1年間は延長し、今後更なる延長を検討。

【現行措置の仕組み】



$$\text{※還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

期待される効果

- 被災者の救済に万全を期すことを通じた、災害廃棄物処理への理解を含む復興支援の推進

被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等 (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

現行制度

○ 東日本大震災により滅失等した被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、当該自動車等に係る自動車関係諸税について右記の特例措置が講じられている。

| 税目 | | 特例の対象 | 措置内容 |
|--------|-------|--------------------------------------|------|
| 自動車重量税 | 国税 | 平成28年4月30日までの間の最初の車検時 | 免除 |
| 自動車取得税 | 都道府県税 | 平成28年3月31日までの間に取得 | 非課税 |
| 自動車税 | | 平成28年3月31日までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分 | |
| 軽自動車税 | 市町村税 | | |

現状と課題

- 被災自動車等の台数は約16万台に上るが、平成26年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約6万台(約4割)にとどまっており、平成27年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況。
- 今後、面整備事業による民間住宅等用宅地の供給の本格化(平成28年度以降約11,000戸分の宅地が本格的に供給される見込み)が見込まれており、それに伴い、特に、現在、十分な駐車場を確保することができない仮設住宅での生活を余儀なくされている世帯について、住宅再建に併せて代替自動車を取得することが見込まれる。

東日本大震災により滅失等しなければ生じることのなかった被災自動車等の代替自動車等の取得における被災者の負担を軽減する必要がある。

改正内容

被災自動車等の代替取得に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例の期限を3年間延長する。

被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長(所得税・法人税)

現行制度

○ 平成28年3月31日までの間に、以下の①、②の場合、その取得価額の一定割合の特別償却ができる。

- ①東日本大震災により滅失し、又は損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合
- ②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合

(制度創設当初)

被災代替資産等を平成26年3月31日までに取得等した場合は、機械及び装置等:36%、建物又は構築物(増築部分を含む):18%とし、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得等した場合は、機械及び装置等:24%、建物又は構築物(増築部分を含む):12%とされていた。

(一部改正)

被災地における生産活動が震災以前の水準に戻っていない等の状況を踏まえ、平成26年度の税制改正により、特別償却の割合を引き上げる措置を平成28年3月31日まで延長した。

現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせ、事業者が販路開拓等売り上げの回復に取り組もうとする中、投資を促進し、被災事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開等を支援する必要がある。

改正内容

**本特例措置の適用期限(平成28年3月31日)を3年間延長し、平成31年3月31日までとする。
特別償却の割合は下表のとおりとする(中小企業者等の場合)。**

| 減価償却資産の種類 | H28.4.1~H31.3.31 |
|------------------|------------------|
| 機械及び装置等 | 24% |
| 建物又は構築物(増築部分を含む) | 12% |

(注)中小企業者等以外の法人の場合は、機械及び装置等:20%、建物又は構築物(増築部分含む):10%とする。